

目次

序章	1
第一節 古代中世移行期における寺院史研究の成果と課題	1
第二節 東寺史研究をめぐる成果と課題	2
第三節 本稿の構成と梗概	6
第一章 平安期真言宗と伝法阿闍梨	11
はじめに	11
第一節 伝法阿闍梨の始原的形態	12
第二節 十世紀における伝法阿闍梨の変容過程	19
第三節 十世紀末の画期の再検討	25
おわりに	31
第二章 平安前中期東寺史考―寺僧と仏事を中心に―	40
はじめに	40
第一節 平安前中期における東寺僧の動向―東寺所司・東寺定額僧・東寺阿闍梨―	42
第二節 後七日御修法・東寺結縁灌頂会からみた東寺と「末寺」	54
第三節 永久元年の画期の再検討	63
おわりに	65
第三章 安祥寺阿闍梨の歴史的位置―偽文書からみた古代安祥寺の変貌―	74
はじめに	74
第一節 安祥寺阿闍梨の再検討	76
第二節 摂関期安祥寺の歴史的環境	84
おわりに	91
第四章 平安期勸修寺史再考	100
はじめに	100
第一節 『勸修寺古事』別当次第の史料性格	102
第二節 十世紀における勸修寺と檀越―「右大将宣」と太政官符―	109

第三節 十一世紀における勸修寺の動向―「上東門院宣」の歴史的意義―	一四四
おわりに	一二三
終章	一二九
初出一覧	一三五

## 序章

本博士論文は、平安期における真言宗寺院と僧侶集団を事例として、日本古代から中世に至る密教寺院の変容過程を明らかにしようとするものである。昨今の寺院史研究を顧みると、古代・中世間の整合的な接続に向けられた関心が必ずしも十全なものとは言えない。そうした中でも、密教を基軸として、古代から中世に至るまでの寺院社会の変容過程を通観しようとした研究が提出されているが、なおも実証的な課題が残されており、議論を深化させる必要がある。そこで、本稿においては、平安期における真言宗寺院と僧侶集団を事例として、如上の研究史上の課題に接近を図ることとした。具体的な課題設定は、以下の三つである。

一つ目は、伝法灌頂によって生産された密教の師範僧たる伝法阿闍梨の古代から中世に至る変容過程を解明することである。それにより、伝法灌頂に基づく師資相承が各時期において如何なる歴史的文脈の下で行われたのか、伝法阿闍梨が寺院社会内部において如何なる機能を果たしたのかを追究する。

二つ目は、平安前中期における東寺の歴史的特質を解明することである。当該期の東寺を対象とする歴史学的研究は停滞しており、現段階において先行研究として参照され得る専論も、平安後期に主たる関心を置いて行われたものが殆どである。そうした状況を打破すべく、当該期における東寺の寺僧や仏事などの基礎的な問題の分析を進めてゆく。

三つ目は、平安京周辺に林立する個々の有力な真言宗寺院（御願寺・定額寺等）が如何にして古代から中世への移行を遂げたかを解明することである。それらの寺院の多くは、九・十世紀に皇族や貴族を檀越として創建されるが、その中には、十二世紀以降、真言密教の有力門流と化するような寺院も存在する。この間の歴史的な移行を如何なる段階差を以て捉えられるか、一定の視角を獲得する。

## 第一章 平安期真言宗と伝法阿闍梨

本章は、社会集団としての「宗」の組織的実態の解明を期すべく、平安期真言宗における伝法阿闍梨の変容過程を考察したものである。従来、真言宗における伝法阿闍梨の性格が変

容する画期は、十世紀末にあると論じられてきたが、制度史的分析のみに偏重するきらいがあり、伝法阿闍梨に対する内在的な分析は深められていない。それゆえ、伝法阿闍梨の性格変容を巡っては、遡及的な分析視角を排しつつ、変容過程の立体的な復元に努める必要がある。また、伝法阿闍梨の生産に関する国家的管理制度を巡っては、その空洞化を論じる見解とそれを否定する見解が並立するが、制度の存続は、必ずしもその制度の意義や機能の不変性を意味しない。ゆえに、その点を検証するにあたっては、制度の推移と寺院社会内部の動向の両面を併せて考える必要がある。

伝法阿闍梨の生産に関する国家的管理制度は、承和十年（八四三）に空海の弟子実恵の提言によって制定された。この承和十年制は、「先受阿闍梨位者」が次代の伝法阿闍梨たるに相応しい人物を審査し、天皇による裁可を経た後に、「宗長老阿闍梨」が東寺灌頂院において伝法阿闍梨位を授与することを規定する。東寺を中心とした僧団運営を目指す実恵の思惑と、阿闍梨と修法を通じた僧団統制を図ろうとする国家の意図の一致したところに、本制度が制定されたと考えられる。

伝法阿闍梨位の授与を巡る一連の流れを踏まえると、当該期の真言宗においては、伝法阿闍梨が「宗」の上層部を構成し、その最上位に「宗長老阿闍梨」が位置していたことが窺える。このことは新たに伝法阿闍梨となる人材が、宗の枢要に組み込まれるべき存在であったことを意味する。そして当該期の伝法阿闍梨とは、真言宗を運営する上での国制上の諸権能を付与され、かつまた空海の正統後継者に系譜づけられた存在であった。このことは伝法阿闍梨と「宗」との本来的な相即不離性を示すものでもあり、その類例として、法琳寺に設定された「太元宗阿闍梨」の存在が指摘できる。

この特性は、九世紀末～十世紀初頭を萌芽として変化を来し始める。伝法阿闍梨の有した国制上の諸権能は、当該期を目的に失われ、それらの権能は、伝法阿闍梨から真言宗僧綱、東寺別当へと移っていった。こうした推移は、純粹宗教的な論理を本源とした僧団運営から、俗権下に設定される僧綱身分を基軸とした僧団運営への変化を示唆する。

そして、十世紀後半の伝法阿闍梨の事例を見ると、それらの中に貴種の僧が一人も含まれなかったことが注意される。東寺一長者の最有力弟子とも言うべき彼らのような人材が承和十年制の埒外にあった事実は、本制度の運用意図が、九世紀段階より変化したことを意味する。一方、その適用を受けて伝法阿闍梨となったのは、仁和寺別当や東寺一長者を務めた寛空及び寛朝の門弟に限られ、しかも、彼らに対する伝法灌頂は、東寺灌頂院ではなく、両人の拠点寺院にて行われていた。こうした点を踏まえれば、十世紀後半の伝法阿闍梨は、最

早空海の正統後継者たる性格を喪失しており、単なる東寺長者の一有力門弟に過ぎない存在へと転じていたと言える。その背景には、真言宗においては主要寺院が林立し、東寺による管理・統制が行き届き難かったこと、国家が承和十年の法制を厳格に運用する意図を放棄したこと、十世紀初頭を目的に真言宗の正統法脈が転換したことなどが挙げられる。ここで承和十年の法制は矮小化され、東寺長者の門弟の昇進のための方策として運用されるようになった。

こうした変容の総決算として、中世に繋がる伝法阿闍梨の姿が形作られたのが、十世紀末であった。真言宗においてその契機をなしたのが、東寺長者寛朝による正暦五年(九九四)における東寺阿闍梨の創設である。これは、阿闍梨職が僧綱に次ぐ「有職」と化す趨勢にあつて、真言宗分の伝法阿闍梨を定員化された東寺専属の僧職と転じさせるものであつた。それを成した寛朝の奏状には誘導的な言説が散見され、天台宗への対抗意識が発露している。そうした中において、東寺定額僧が新たに東寺阿闍梨の選出母体と位置づけられることとなつた。これは、十世紀末の歴史的条件下に必然的かつ一体の措置として行われたものと言える。そして、この創設に伴つて生じる変化とは、官許に基づいて阿闍梨職となる人材の広範化と、阿闍梨位公認手続きと伝法灌頂の連動性の消失、阿闍梨位奏請者と東寺阿闍梨間の法脈相承の必然性の消失を内包するものであつた。このことは、東寺阿闍梨が前代における伝法阿闍梨の基本的性格の解体の上に成立した僧職であつたことを意味する。

こうした転機を経て、十世紀末以降、東寺以外の真言宗寺院にも定員制の阿闍梨職が設置されてゆくが、この趨勢は、国家の仏教政策が展開する中において、国家と寺院の新たな結合様式が構築される過程と言える。ここにおける阿闍梨職の設置とは、十世紀末以前より各寺院で行われてきた自律的な法脈相承を前提としつつ、それを部分的に包摂し、新たに僧職の補任として国家に連結させるものであつた。ここにおいて、伝法灌頂の実施による純粹宗教的な意味での阿闍梨の生産と、阿闍梨職の補任は別次元に進展し、各寺院が官許に抛らずして阿闍梨を再生産することは社会の常態と化していた。一方、阿闍梨職を対象として引き続き行われた官許制は、各門流と国家を結びつけるとともに、その内部集団を階層化する機能を果たす。ここにおいて承和十年に淵源する阿闍梨の国家的管理制度の機能と意義は、大きな変貌を見せたのである。

## 第二章 平安前中期東寺史考―寺僧と仏事を中心に―

第二章においては、東寺の寺僧と後七日御修法・東寺結縁灌頂会という仏事を手掛かりと

して、平安前中期における東寺について考察した。

まずは、平安前中期の東寺の寺僧の動向を探る糸口となり得る史料と判断された、延久二年（一〇七〇）八月二十四日東寺政所起請を検討した。本史料は、東寺結縁灌頂会の「讃衆」を勤めた僧侶を東寺定額僧に補任することを規定したものだ。先行研究において、本史料は、讃衆を勤めた東寺所司（東寺の下級僧官）と「末寺」（真言宗における有力寺院）の二種類の僧の内、「末寺」の僧を主対象として制定されたものだと考えられてきた。しかしながら、子細に検討してみると、本史料は「末寺」の僧ではなく、東寺所司こそを対象にした起請であったことが判明する。ここに延久二年東寺政所起請が、所司に対して新たに昇進の途を与える果敢な施策であったことが分かる。

その所以を探るために、平安前中期における東寺所司及び東寺定額僧の動向を探ると、以下のことが判明した。すなわち、九世紀当初の東寺定額僧は、顕教の優秀な僧を選抜して集住させた西寺と対の関係において、熟練の密教僧を集約させたものであった。こうした特質は、凡そ十世紀末を画期として、変質を来し始めることとなる。それは貴族の子弟の入寺による若年齢化や、南都との関係の希薄化などの事象であり、貴族社会の動向の影響を受け、東寺定額僧は前代に比して質的低下の方向に進んだことが確認される。

このことは、ほぼ時を同じくして進められた東寺阿闍梨の創設によって、一層拍車がかけられた。それは、東寺定額僧が新たにこの東寺阿闍梨の前階梯に位置づけられたことによるものであり、東寺定額僧が一度東寺阿闍梨に補されるや、東寺の仏事から離脱しようとするなどの問題が生起していた。十一世紀前半の東寺長者仁海が「良家子孫」を論いながら「非修非学不信懈怠」の東寺定額僧補任を退けようとしていたことは、まさにそうした貴族子弟の入寺などにより、定額僧が質的低下を見せていたことを示唆する。ここに熟練の密教僧集団であった東寺定額僧は、一寺分阿闍梨たる東寺阿闍梨の前階梯に過ぎない存在と化すこととなった。東寺所司に対して東寺定額僧への昇進の途を切り開くこととなる延久二年の施策が行われ得たのは、こうした東寺定額僧の質的低下が存在したからなのであった。このことは、東寺以外の各寺院の内部において有職が自律的に再生産されるようになった趨勢にあつて、東寺も同様に自らの寺院の内部で有職を純粹に培養し得るようになったことを意味する。

また、後七日御修法と東寺結縁灌頂会に見られる東寺と「末寺」の協同による仏事の執行体制について、その形成過程について再検討を加えた。この東寺と「末寺」の関係を巡っては、先行研究は、十一世紀第Ⅱ四半世紀以降の仏事の実施様態を、十分な史料の検討を経ぬ

まさに九・十一世紀にも遡及させていたが、必ずしもそれが成立し得るかどうかは定かではないことを示した。そこで、改めて具体的な史料に即してその形成過程を追跡してみると、その上限は『御遺告』の成立する十世紀中葉以降、下限は十一世紀初頭に求めるのが穏当だという結論が得られた。「末寺」枠の編成は、この期間における御願仏事の執行体制の整備として生じたものだと考えられる。

中世東寺成立の画期ともされる永久元年(一一一三)の東寺の諸変革は、これらの寺僧と仏事を巡って生じたものである。すなわち、当年には後七日御修法における「末寺」の参仕枠の停止や、東寺結縁灌頂会の公請化、東寺定額僧十口の増員、東寺結縁灌頂会における「末寺」と所司の参仕枠の停止などといった改革が続けざまに行われたが、従来なぜこれらが他ならぬ同年に生じたのか今一つ明確になっていなかった。私見は、これが「理想」としての古代東寺が強く意識されながら進められたことに着目し、併せてこれらの諸改革が天台宗との相論に触発された、御願仏事の執行体制の再編・強化という一貫した論理に基づいたものであることを指摘した。それより翻って考えてみれば、平安前中期における東寺の歴史的特質は、真言宗における御願仏事を局所集約的に実践し得る中枢性、それを担い得る選抜された熟練の密教僧集団の存在に求めることが出来るのである。

### 第三章 安祥寺阿闍梨の歴史的位位置―偽文書からみた古代安祥寺の変貌―

第三章においては、『東寺要集』貞観七年(八六五)十月十六日太政官牒の分析を切り口として、古代から中世に至る安祥寺の歴史的展開に再検討を加えたものである。それにより、安祥寺史研究において間隙と化していた十一世紀の歴史的位位置を見定めようとしている。

安祥寺阿闍梨の創設を認可する本文書は、子細に検討してみると、貞観七年に実際に発給された文書にあっては生じ得ない、明白な矛盾が含まれていることが確認される。それゆえ、本文書は後代に述作された文書だと結論付けられる。それにより、貞観七年における歴史的対象として扱われてきた安祥寺阿闍梨の創設は、安祥寺座主深覚の奏請によって、長久元年(一〇四〇)十二月二十九日に達成されたものであることが判明する。本文書は、それを正當化するための先例の創出を目的として、十一世紀第Ⅱ四半世紀を然程遡らぬ時期に安祥寺関係者によって述作されたものとみなされる。つまり、本文書の述作による安祥寺阿闍梨の創設とは、実は研究史上の間隙を縫い得る歴史的対象であったのである。

そのことは、以下の点によっても、裏付けられる。一つは、本文書が撰閲家の思惑に適合的な内容を備えるべく、工夫して述作されたということである。本文書は、『日本三代実録』

貞観七年七月戊戌条を参考資料の一つとしながら述作されたと考えられるが、当該記事には全く撰闋家との関係は発露しない。他方、本文書においては、安祥寺阿闍梨の存在意義が「撰録之家風」に纏わる祈願の実践と結び付けられている。このことは、当該期において阿闍梨職の人事に絶大な影響力を行使していた撰闋家の意に沿うような形で、阿闍梨職の設置意義を訴求するためのものであったと考えられる。ここにおいて、藤原順子とその一族の追善供養・繁栄祈願の寺院として創建された安祥寺は、新たに撰闋家の体制護持の祈願寺院たる性格を付帯させ、自らの存在意義を再構築することを模索したと考えられる。

もう一つは、安祥寺阿闍梨が孔雀経法を専門に行う名目の下で創設されたということである。当該期の安祥寺座主深覚は殊に孔雀経法を重視したことが確認され、安祥寺に孔雀経法を専修する阿闍梨が創設されることは、深覚の思惑にも適うものであった。しかも、この孔雀経法は平産に関する法験を有しており、当該期には撰闋家に出自する皇妃の御産御祈としても行われるようになっていた。「撰録之家風」と安祥寺阿闍梨により勤修される孔雀経法とは、極めて高い親和性が認められる。

ところで、文書の述作という果敢な行動が阿闍梨職の新設という局面に現出したことは、当該期の安祥寺が国家との関係構築の面で問題を抱えていたことを示唆する。顕密兼学寺院であった安祥寺は、九世紀以来、顕教を基軸とした国家的な法会体系に包摂されており、寺僧の昇進が一定程度保証されていた。しかしながら、そうした法会体系は十世紀後半を目途に解体の途を辿ってしまう。そして撰闋期には季御読経などへの参仕も僧綱への昇進への有力な方途であったが、安祥寺はそれへの参仕枠が極めて不安定な状況にあった。安祥寺阿闍梨の創設が文書の述作という果敢な方法を以て成し遂げられたことは、僧綱輩出に繋がる国制的基盤の脆弱化という、当該期の切迫した課題に因むものであったのである。

このように考えた場合、安祥寺史上の深覚座主就任期とは、顕密兼学僧による顕教を軸とした国家との関係が構築された前代に対して、常置の阿闍梨職による密教を基盤とした国家との関係が構築された時期として評価される。つまり、顕密兼学寺院たる安祥寺が密教色を強めた顕著な転換点は、十一世紀第一四半世紀にこそ求められる。門流として安祥寺流の成立は十二世紀初頭にまで下らねばならないが、当該期はその歴史的前提となり得る時期だと考えられる。現に中世安祥寺流の形成の機縁となった安祥寺座主職の師資相承という現象は、確認される限りにおいては、この深覚より律動していた。本章が浮き彫りにした十一世紀第四半世紀の安祥寺とは、古代以来の安祥寺が変貌し、中世への移行を見せ始める時期であったと言える。

#### 第四章 平安期勸修寺史再考

第四章においては、平安期における勸修寺の歴史的展開を考察した。これまで中世勸修寺の成立は、檀越の外護下に管理・運営された古代の氏寺から、寺家別当に主導される師資相承原理の律動する中世寺院へ、というシエーマにて描かれ、十二世紀初頭が、その成立の画期に据えられた。しかしながら、これは史料的に実証されたものではなく、殊に『勸修寺古事』に記載される勸修寺別当補任文書の変遷を見た場合、それと矛盾を孕み得る内容が確認される。本章はそれを手掛かりとして、中世勸修寺の成立過程に再検討を加えた。

まず、基礎史料となる『勸修寺古事』の史料性格を確認した。本書は、勸修寺の檀越の筆頭たる西堂長者藤原為房と寺家別当寛信とによって編まれたものであり、平安期の勸修寺を考察する上で、極めて高い信憑性を有する史料である。殊に別当補任文書に関しては、為房や寛信は寺家に保管されていた文書自体を自ら実見していた痕跡が窺われる。ゆえに、別当補任文書の変遷は、それが史実であると担保できる。

そうした中で『勸修寺古事』においては、九世紀から十一世紀にかけて、別当補任文書が「右大將宣」↓「官符」↓「上東門院宣」↓「東宮宣」↓「仁和寺宮仰書」へと変遷していたことが窺える。この内、「右大將宣」から「官符」に至る変化は、この間に勸修寺が定額寺として認定され、かつ醍醐天皇の御願寺と化したことに起因する。純然たる私寺の段階においては、檀越の筆頭たる「右大將」（藤原定国）の命のみによって補任が貫徹され得たが、一度定額寺・御願寺と化すと、官符による国家的認証が必要となった。とはいえ、この段階では、未だ檀越による銓衡権は大きく後退していないと考えられる。

それに大きな変化が生じるのが、長和二年（一〇一三）の藤原彰子による「上東門院宣」の発給である。その別当補任の場に登場する前任別当雅慶・新任別当済信、そして任命権者の藤原彰子は何れも宇多源氏に出自することが確認される。ゆえに、「上東門院宣」による別当補任とは、仁和寺を紐帯とする宇多源氏の親族結合が勸修寺別当補任の場において顕現したものだと思われる。こうした寺家別当と別当補任文書の発給者が私的縁故を持つような事例は、これに続く「東宮（敦良親王）宣」や「仁和寺宮（性信法親王）」においても同様であった。このような寺家別当補任文書の流動性と、補任文書発給主体と寺家別当の縁故の連動性は、寺家別当の旧来の檀越からの相対的自立の過程として捕捉される。ここに檀越の外護と管理下に置かれた典型的な古代の「氏寺」からの乖離と、旧来の檀越から相対的に自立した、自律的な寺家運営への移行の様相を見出すことが出来る。

こうした論点は、ほぼ時を同じくして、勧修寺別当職の「譲与」が発生し始めること、権勢者との私的縁故に基づく院家が勧修寺内に創立されること、勧修寺内部において「家」的原理が律動し始めることから裏付けられる。ゆえに、勧修寺が創建期とは異なる新たな局面に置かれ、特殊中世的な内実を有する寺院へと転じ始めた嚆矢は、十一世紀第I四半世紀にこそ求められるのである。

## 終章

終章においては、各章における考察結果を総括するとともに、それを通じて獲得された、古代中世移行期における寺院史を捉える上での筆者の基本視角を提示した。

古代寺院、とりわけ真言密教寺院の古代から中世に至る変容の過程を捉える上では、十世紀後半から十一世紀前半にかけて、なかでも十世紀末の動向が非常に重要な意味を持つ。その所以の一つには、東寺を核として行われた伝法灌頂に基づく師資相承の内実が当該期に明確に転機を迎え、中世寺院社会にとって典型的な阿闍梨職の姿が形作られたことにある。また、そうした趨勢の嚆矢をなした正暦五年（九九四）における東寺阿闍梨の創出は、中世東寺が国家的仏事に奉仕する際の顔ぶれが出揃うことを意味した。この十世紀末を前後して、古代以来の東寺定額僧の内実や、東寺を中心とする仏事の執行体制にも変化が来すこととなる。

そして、東寺と密接な関係を構築する真言宗の個々の有力な御願寺や定額寺についても、凡そ十一世紀前半において変化が萌している。安祥寺について言えば、十一世紀第II四半世紀における歴史的動向が、安祥寺史にとって一大画期をなす十二世紀初頭の歴史的前提となり、勧修寺についても、十一世紀第I四半世紀頃より、檀越より相対的に自立した寺家別当の主導になる自律的な寺院運営が展開し始める。両寺院はともに十一世紀前半を皮切りに、創建期とは異なる新たな局面に歩み出したのである。

このように本稿が明らかにしてきた十世紀後半から十一世紀前半にかけての真言宗寺院を巡る新たな動向は、前代との接続において考えるよりも、後代との接続において考えるのが適当だと判断される。それは、当該期こそが寺院史における古代からの中世への転機だと見なされ、東寺にせよ、安祥寺や勧修寺にせよ、そこに生じた変化が拡大・発展を遂げてゆく過程に、院政期以降の歴史的動向が存在していたからである。勿論、この間においては権門としての寺社勢力の確立や、広範な寺院社会の形成などといった趨勢が存在するが、そこにラディカルな質的な転回は想定し難いであろう。中世寺院社会形成における院政期の

重要性を評価するに、筆者は吝かではない。とはいえ、その歴史的前提をなした時期こそこの撰関期なのであり、その点をより積極的に評価すべきであろう。

## 初出一覧

序章 新稿

第一章 「平安期真言宗と伝法阿闍梨」(『日本史研究』第六八四号、二〇一九年)を修訂

第二章 新稿

第三章 「安祥寺阿闍梨の歴史的位位置―偽文書からみた古代安祥寺の変貌―」(『ヒストリア』第二八四号、二〇二一年)を修訂

第四章 新稿

終章 新稿